平成２７年（フ）第３０号
千葉県君津市杢師４丁目１番５号　106
債務者　梶原美香子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第６７号
山梨県甲斐市竜王1607番地２
債務者　野澤　由美
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４４号
長野県上田市上田原700番地15
債務者　小山　孝男
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第４６号
長野県千曲市大字稲荷山2130番地　県住稲荷山団地１号棟401号
債務者　花立　正美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第８６号
岐阜県美濃加茂市山之上町1092番地124
債務者　田中ヨシアキこと　ＴＡＮＡＫＡ　ＬＵＩＺ　ＣＡＲＬＯＳ　ＹＯＳＨＩＡＫＩ
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第３６９号
名古屋市西区幅下１丁目２番35番　レジデンス木股502号
債務者　早川　勝明
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３６号
愛知県春日井市上条町３丁目163番地　プリミエル上三Ⅱ222号
債務者　中城　仁美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５号
島根県鹿足郡津和野町日原175番地13
債務者　大庭　末子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第２４１号
広島市安佐南区祇園７丁目27番20―101号
債務者　小島　善幸
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４３号
広島市南区西蟹屋２丁目８番12号
債務者　貞弘　　聡
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７２号
広島市南区山城町５番46―201号
債務者　白須　美幸（旧姓中浦）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４０号
愛媛県松山市**溝**辺町甲211番地５
債務者　尾崎　一也
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８号
福岡県大川市大字下木佐木942番地柿添京田マンション101号
債務者　溝田　美幸
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
福岡県柳川市大和町中島425番地
債務者　平河　初喜
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第９号
長崎県壱岐市郷ノ浦町田中触1006番地１
債務者　内山　千秋
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２７年（フ）第１８７号
熊本市西区島崎６丁目10番２－６号
債務者　茂見　一文
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３４号
鹿児島県奄美市住用町大字石原170番地　公営住宅、住民票上の住所鹿児島県奄美市住用町大字石原180番地３
債務者　中　　光子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第２７号
北海道小樽市山田町８番３号　ソロール７番館206号室、前住所北海道小樽市山田町８番３号　ソロール７番館101号室
債務者　小沢　忠敬
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部